

(案)

委託契約書

収入印紙
貼付

業務名	堺市総合福祉会館 電話交換機設備更新業務
履行場所	堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館内
履行期間	契約日から 令和4年3月18日まで
契約金額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契約保証金	免除

上記の業務について、委託者社会福祉法人堺市社会福祉協議会を甲、受託者を乙として、次の条項により委託契約を締結する。
この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 住所 堺市堺区南瓦町2番1号
名称 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
代表者 会長 木村 正明

乙 受注者 住所
名称
代表者

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書記載の業務（以下単に「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類（以下これらを「契約書類」という。）に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 2 乙は、業務を契約書記載の履行期間（以下単に「履行期間」という。）内に履行するものとし、甲はその契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た額（以下「発注総額」という。））を契約代金として支払うものとする。
- 3 この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(業務実施計画書等の提出)

第3条 乙は、この契約の締結後、直ちに業務実施計画書及び業務に必要な関係書類を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、合併等を原因とする承継で、あらかじめ甲の承認を受けたものについては、この限りでない。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行について、業務を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。ただし、業務の一部について相当の理由があるときは、この限りではない。

(再委託の届出等)

第6条 前条ただし書の規定により業務の一部について再委託する場合、乙はあらかじめ甲と協議し、甲の同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他甲が必要とする事項を、書面をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項の規定により業務の一部を再委託するときは、次のとおりとする。

(1) 乙は、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）第2条第1項の規定による入札参加停止を受けた者（以下「入札参加停止者」という。）及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第3条第1項の規定による入札参加除外を受けた者（以下「入札参加除外者」という。）並びに第18条第1項第8号に該当する者を再委託先としてはならない。

(2) 乙は、再委託先の行為の全てについて責任を負うものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定による届出を経ずに再委託した場合、入札参加停止者を再委託先とした場合又は入札参加除外者若しくは第18条第1項第8号に該当する者を再委託先等とした場合は、乙に対して、当該再委託先等との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2

条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 乙は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

3 甲は、乙が甲に対し、前2項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

4 甲は、乙又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、乙が第1項の規定による報告及び届出又は第2項の規定による報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

（特許権等の使用）

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は履行方法を指定した場合において、契約書類に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（法令上の責任等）

第9条 乙は、業務に従事する者及び第11条に規定する業務責任者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

（監督員）

第10条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に報告しなければならない。監督員を変更したときもまた同様とする。

2 監督員は、この契約の他の条項に定める職務（第16条第2項の規定による検査及び第4項の規定による再検査の規定による検査を除く。）のほか、次に掲げる権限を有する。

（1）業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

（2）契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

（3）契約書類に基づき乙が作成した書類の承諾

（4）契約書類の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答

（業務責任者）

第11条 乙は、業務を履行するに当たって業務責任者を定め、その氏名等を甲に報告するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この業務の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額（単価契約にあっては契約単価）の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

（業務内容の変更）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容を変更し、又は業務の履行を中止させることができる。この場合において、契約金額（単価契約にあっては契約単価）又は契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して定める。

2 乙は、その責に帰することができない理由又はその他正当な理由により、業務が履行で

きなくなったときは、直ちに甲にその旨を明示して、その指示を求めなければならない。

(臨機の処置)

第13条 乙は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、乙は、その処置の内容を直ちに甲に通知しなければならない。

(立会・報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる。この場合において、甲は、業務の履行が適正でないと認めるときは、その補正を求めることができる。

(損害の負担)

第15条 乙は、乙の責に帰す事由により甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に関し、第三者(甲の職員を含む。)に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき場合を除き、その損害を賠償する責に任ずる。

(検査)

第16条 乙は、業務が完了したときは、甲に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届を受領したときは、速やかに検査しなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用は、乙の負担とする。

4 乙は、検査の結果、契約書類の記載内容と適合しない部分について甲から改善指示を命ぜられたときは、直ちに当該部分の改善を行い、再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第17条 乙は、前条第2項又は第4項の検査に合格したときは、契約代金を、次のとおり甲に請求するものとする。

業務完了後 円

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

(甲の契約解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。

(2) 本契約に関して乙又は乙の従業員に、不正又は不当な行為があったとき。

(3) 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。

(4) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(5) 乙について、破産、民事再生、会社更生及び特別清算のいずれかの申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。

(6) 第6条第3項の規定により、乙から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。

(7) 前5号に定めるもののほか、乙の責に帰すべき理由により、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(8) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合は、契約解除を行った日が属する年度にかかる契約金額(単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額)の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(乙の契約解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反し、業務を履行することができなくなったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。

(協議による契約解除)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、乙が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

(不正な行為等に係る賠償額の予約)

第21条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(長期継続契約の場合は、履行期間中の契約金額の総額。以下この条において同じ。)の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令(独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。)を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
- (4) 本項第1号及び第2号に規定する審決に対して、乙が独禁法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)をしたとき。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると甲が認めるとき。

2 前項(第5号及び第6号を除く。)の規定は、独禁法第7条の2第6項に規定する事前通知の対象となる行為であって甲が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し損害賠償の請求を妨げるものではない。

(不完全履行による減額、損害賠償)

第22条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第23条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、契約金額(業務の一部について既に履行しており、第17条第2項の規定により契約金額の一部の支払が行われている場合)にあつては、契約金額から当該金額

を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあっては発注総額とし、業務の一部について既に履行しており、第17条第2項の規定により契約代金の支払が行われている場合にあっては、当該金額を控除した額とする。)につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。

- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第17条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合において、乙は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(危険負担等)

第24条 業務が完了する前(成果物がある場合にあっては当該成果物の引渡し前)において、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、乙がこれを負担するものとする。

(かし担保責任)

第25条 甲は、契約の履行の成果物(成果物がない場合にあっては、履行した業務)にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補を請求し、又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに、損害の賠償を求めることができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の成果物の引渡日(成果物の引渡しがない場合にあっては、業務が完了した日)から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について契約書類で特別の定めをした場合は、その契約書類の定めるところによる。

- 4 第1項の規定は、契約の履行の成果物のかしが支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを甲に通知しなかったときは、この限りでない。

(変更の届出)

第26条 乙について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに甲に届出なければならない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(紛争の解決)

第28条 この契約に関し紛争が生じた場合は、甲乙協議により解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とで折半し、その他のものは甲と乙とでそれぞれが負担する。

- 3 第2項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約保証金)

第29条 乙は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で甲が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、甲がその必要がないと認めたときは、乙は契約保証金の納付を免除される。

- 2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく乙の債務が完了したときに返還する。

- 3 契約保証金には利子を付さない。

(違約金等への充当)

第30条 第18条第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、この契約に基づき契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は当該担保を第18条第2項に規定する違約金に充当することができる。また、この契約に基づき、甲が乙に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(相殺)

第31条 甲は、乙に対する金銭債権を有している場合において、乙が第18条第1項各号に該当したときは、当該金銭債権と第17条第1項の契約代金とを相殺することができる。

(賠償金等の徴収)

第32条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約代金(単価契約の場合にあっては発注総額)とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(消費税法の改正)

第33条 甲及び乙は、この契約において、消費税法及び地方消費税法の適用により課せられる消費税額分として表示された金額の部分について、変更すべき事情が生じたときは、甲乙協議のうえ契約を変更することができる。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による会館管理業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、社会福祉法人堺市社会福祉協議会個人情報保護規程（以下「規程」という。）の個人情報取扱事務の受託者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(罰則の教示等)

第3条 乙は、本件業務に従事しているものに対し、在職中だけでなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、規程の違反行為をしたときは、本規程により懲役又は罰金に処されること（各本条の規定は、規程により、堺市の区域外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事しているもの又は従事していた者が、各本条の違反行為をしたときは、規程により、乙に対しても、各本条の罰金刑が科せられることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損等の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第6条 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報について、保存する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに消去又は廃棄しなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、甲が事前に承諾した場合に限り、乙は、本件業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託することができる。この場合において、乙は、再委託先に対し、乙と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で甲に報告しなければならない。

(目的外の使用等禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10条 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、本件業務を処理するために甲から提供され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。